

令和7年4月15日
公益社団法人北海道観光機構

「令和7年度 アジア圏における AT 商品販売促進事業 旅行会社向け FAM ツアー
及び商談会実施事業」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和7年度 アジア圏における AT 商品販売促進事業
旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業

2. 事業目的

令和5年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)における注目度が高まっているほか、ATWSの主催団体であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション(ATTa)は、アジアの市場が有望であり、アジアにおける取組の展開を進めていきたいと考えていることから、北海道としても優れたATデスティネーションとして、またアジア太平洋地域を先導する地域のひとつとして確立するべく、アジア圏におけるATツアー商品の販売促進等が求められている。

本事業では、北海道のATの魅力のアジア圏のツアーオペレーターに向けて効果的に情報提供するため、FAMツアーを実施するとともに、招聘者と道内のツアーオペレーター等AT関連事業者の間で商談会を開催する。またITB-ASIAに出展し、北海道ATのプロモーションを実施することに加えて現地での商談を通じ、有力な招聘者の獲得に努めることとする。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

4月15日(火)	公示
4月30日(水)	企画提案の参加表明期限 15:00 締切
5月13日(火)	企画提案書の提出期限 15:00 締切
5月中旬	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
5月下旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部・プロモーション部
担当: 坂口 TEL: 011-231-0941
Email: e_sakaguchi@visithkd.or.jp

以上

令和7年度 アジア圏におけるAT商品販売促進事業 旅行会社向けFAMツアー 及び商談会実施事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

令和5年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）における注目度が高まっているほか、ATWSの主催団体であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）は、アジアの市場が有望であり、アジアにおける取組の展開を進めていきたいと考えていることから、北海道としても優れたATデスティネーションとして、またアジア太平洋地域を先導する地域のひとつとして確立するべく、アジア圏におけるATツアー商品の販売促進等が求められている。

本事業では、北海道のATの魅力のアジア圏のツアーオペレーターに向けて効果的に情報提供するため、FAMツアーを実施するとともに、招聘者と道内のツアーオペレーター等AT関連事業者の間で商談会を開催する。またITB-ASIAに出展し、北海道ATのプロモーションを実施することに加えて現地での商談を通じ、有力な招聘者の獲得に努めることとする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

24,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和8年2月6日（金）まで

(2) 業務スケジュール

4月15日（火） 公示

4月30日（水） 企画提案の参加表明期限 15:00 締切

5月13日（火） 企画提案書の提出期限 15:00 締切

5月中旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
5月下旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、業務開始
2月6日（金）	事業実績報告書の提出期限、委託事業の終了

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 招聘者の選定

ATに知見のあるアジア圏のツアーオペレーターを選定すること。

① 招聘対象者

アジア圏（台湾、香港、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシアを想定しているが、これらに限定しない）にて、日本を対象とした商品造成及び販売を行っているツアーオペレーターとするが、今後、商品造成及び販売を検討しているツアーオペレーターも可とする。（ATTAの会員やATWS2023またはAdventure Connect ITB Asia Singapore 2024等のATTA主催・共催イベントに参加したツアーオペレーターが望ましい。）

② 招聘者数

計20名（20社）以上

※FAMツアーは、シーズン毎に設定し計3回実施すること（各回6～7名程度）

候補者を一覧にして提案すること。

(2) FAMツアーの実施

北海道内のアクティビティを含むATコースを提案すること。

① 実施時期（3回）

ア：令和7年6月～8月

イ：令和7年9月～11月

ウ：令和7年12月～令和8年1月

② 実施コース

北海道内のAT適地を提案すること。

③ FAM日数

道内で3泊4日以上適切な日程。

※FAM開始時の前泊および終了時の後泊はFAM日数に含めないこと（1日目の午前から最終日の午後までを含めた3泊4日以上道内での旅程とし、最終日は商談会を開催する事）。

④ アクティビティ

シーズンリティを体感できるアクティビティが望ましい。その際、アジア圏の旅行者のアクティビティトレンド等を考慮すること。アクティビティの他にもATの構成要素である「文化体験」や「地域交流」も含めたATコースを提案すること。

⑤ 言語

英語で実施すること。

英語でのガイドが難しい場合は通訳できるものを同行させること。

⑥ バイヤー参加者を意識した行程

参加者がバイヤーであることを意識し、アクティビティ体験後のガイドや施設に対する質問等の時間を考慮したゆとりのある行程とすること。

⑦ スルーガイドの同行

ツアーの全体ストーリーを説明できるスルーガイド又は添乗員を同行させること。可能な限り北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサインすること。

⑧ アクティビティガイド

アクティビティガイドの保有資格を明示すること。可能な限り北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者若しくは北海道アウトドアガイド資格保有者をアサインすること。

⑨ その他

・招聘者のインバウンド保険（または国内旅行傷害保険）に加入すること

- ・ 招聘者の出発国空港からの移動旅費を全て事業費に含めること
- ・ 乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合はその手配を事業費に含めること
- ・ 招聘者の査証取得が必要な場合はその取得サポートを行うこと
- ・ ツアー最終日に、招聘者に対してアンケートを実施すること
- ・ 実施コースについては、観光機構ウェブサイトにもデルコース（サンプルツアー）として掲載するため、その協議に応じること。
- ・ 9月末時点におけるFAMの実施による効果について中間報告を行うこと。

(3) 商談会の実施

FAM ツアー最終日に商談会を開催すること。

① 実施場所・時間

(ア) 場所：札幌市内・近郊が望ましいが、その限りではない。FAM ツアーの行程等を鑑み適切な場所を提案すること。

(イ) 商談時間：商談 1 枠 20 分程度

② 参加対象

(ア) バイヤー FAM ツアーにて招聘するアジア圏のツアーオペレーター
各回 6～7 名程度（6～7 社程度）

(イ) セラー 北海道の AT ツアー商品を取扱う道内ツアーオペレーターや DMC、AT 関連事業者等
各回バイヤー参加者と同数とする

③ 業務内容

(ア) セラーの案内・集客・とりまとめ

(イ) バイヤーが事前にセラーの情報（AT 商品、企業案内、動画など）を商談会前または商談会中に閲覧できるようにすることとし、効果的な商談に繋がるようにすること

(ウ) セラーに対しては、事前にバイヤーの事業者情報を公開し、商談に備える機会を提供すること

(エ) 会場・備品手配・会場側との調整業務

(オ) 商談プログラムの策定

(カ) 商談会当日の運営及び進行管理

(キ) アンケート実施・集計・分析（バイヤー・セラー）

※誘客に繋がるようなアンケート内容とし、結果を分析すること

(ク) 9月末時点における商談会実施による効果について中間報告を行うこと

(4) セミナーの実施

7-(2)-①(ア)または(イ)の招聘者に対し、北海道の魅力を周知するためのセミナーを実施すること。

① セミナー概要

(ア) 実施場所：FAM および商談会の行程等を鑑み適切な場所を提案すること。

(イ) セミナー時間：1 時間程度

(ウ) 言語：英語で実施すること

② 参加対象

(ア) FAM 招聘者

(イ) 北海道内で AT を取り扱う旅行事業者、観光事業者、宿泊事業者、メディア等

③ 業務内容

(ア) 北海道観光における全道的な知見や深い知識を有し、北海道アドベンチャートラベルに精通した人材セミナー講師の手配

(イ) セミナーの案内・集客・とりまとめ

(ウ) 会場・備品手配・会場側との調整業務

(エ) セミナー当日の運営及び進行管理

(オ) セミナー資料の作成

(カ) アンケート実施・集計・分析

※誘客に繋がるようなアンケート内容とし、結果を分析すること

(キ) セミナー実施による効果について中間報告を行うこと

(5) ITB-ASIA2025（シンガポール）への出展に係る運営業務

① 開催日程について

ITB-ASIA2025（シンガポール）

開催期間：令和7年10月15日(水)～10月17日(金) 9:30～18:00

開催場所：Sands Expo and Convention Center, Marina Bay Sands（シンガポール）

② 出展料について

「ITB-ASIA2025」への出展料の支出については、基本ブース出展料1小間（USD5,993）を本業務に含めること。なお、出展申込は観光機構にて行う。

③ ブース設営及び撤収について

基本ブース（1小間：W3,000×D3,000mm）については機構で確保するが、必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

④ ブース造作、装飾及び追加備品等について

ブース造作、装飾の詳細及び追加で必要な備品等にかかる経費を本事業に含み、来場者へ北海道観光の魅力及びアドベンチャートラベルの魅力を、それぞれ最大限訴求できる企画提案をすること。なお、受託後、観光機構と協議の上、最終決定とする。

⑤ 配布資料について

配布資料の集約、会場への発送、ブースでの展示、配布等一切の作業を実施すること。

配布資料については、観光機構で制作したパンフレット等の提供は可能であるが、その他必要となる資料については集約し発送すること。

⑥ ブース運営について

(ア) スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有し、北海道アドベンチャートラベルに精通した人材を1名以上、通訳が可能な人材を1名以上配置し、ブースを横断的に対応すること。

配置するスタッフ（運営・通訳スタッフ）の人数については、提案により示すこと。

(イ) ブースへの集客施策

北海道ブースでの商談数を増加させるための集客施策を提案すること。

(ウ) アンケートの実施

ATプロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対し、アンケートを実施すること。アンケート手法については、提案により示すこととし、設問については、観光機構と協議の上、決定すること。集計結果については、分析等を行ない報告書にまとめること。

(6) その他自由提案

(1)～(5)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(7) (1)～(6)共通の注意事項

事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

(8) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(9) 上記(1)～(6)の業務遂行にかかる計画の策定

(10) 上記(1)～(6)の業務にかかる進行管理

(11) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 事業実績報告書

報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。

② 成果物

(ア) 商談実績を80件以上とすること。

(イ) 商談会のアンケート結果を分析した資料を提出すること。

(ウ) 観光機構ウェブサイト掲載用のアイテナリー（日本語・英語）

(エ) 観光機構ウェブサイト掲載用の写真（4枚程度）

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。（書式は任意）

(1) 表明期限 令和7年4月30日（水） 15:00

(2) 表明先 プロモーション部 坂口

Email: e_sakaguchi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。

審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）

・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 8部（社名あり1部、社名なし7部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和7年5月13日（火）15:00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構

事業企画本部 プロモーション部

担当：坂口 TEL：011-231-0941

10. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者

の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光機構
事業企画本部・プロモーション部
担当：坂口
TEL：011-231-0941
Email：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

以上

別紙

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度 アジア圏における AT 商品販売促進事業 旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度 アジア圏における AT 商品販売促進事業 旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）

有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。